

# 記 者 発 表 資 料

明日をひらく都市  
OPEN×PIONEER  
YOKOHAMA



令和8年1月13日  
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局  
循環型社会推進課  
株式会社日本旅行

## 再生可能エネルギーに関する連携自治体との地域間交流

福島を巡り「再生可能エネルギーを知り・学び・考える」ツアーの参加者を募集します！



横浜市は、2050 年までの脱炭素化の実現に向けて再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の普及拡大に取り組んでおり、これまでに再エネ資源を豊富に有する市町村と連携協定を締結しています。本連携協定では、脱炭素社会の推進に関する自治体間のつながりをきっかけとした相互の地域活力の創出についても連携することとしています。

このたび、連携自治体との地域間交流を通じて、再エネに関する知見を深め、環境教育の取組のきっかけにしてもらうことを目的に実施する、再エネ施設等見学ツアーの参加者を募集します。

### 福島を巡る再生可能エネルギー施設等見学ツアー

#### 1 趣旨

連携自治体等における再エネ施設やその地域の特色等を学ぶことができるツアーの実施を通じて、横浜市民の再エネに関する啓発や環境教育、連携自治体における地域活性化等の推進を図ることを目的に実施します。

本ツアーは、参加者に対してアンケート等を実施するなど、事業の効果を検討及び調査するための実証事業として、協働事業者として選定した株式会社日本旅行と連携し実施します。

#### 2 対象者

横浜市内の中学校及び高等学校に在勤の方

横浜市内の大学に在学の方

※脱炭素や SDGs 等の教育及び学習に興味関心のある方を想定したツアーです。

#### 3 概要

日時：令和8年3月4日（水）～3月6日（金）

※1泊2日または2泊3日の選択が可能です。

集合：3月4日（水）7:20 品川駅集合

#### 【主な行程】

3月4日（水） 福島県浪江町にて、震災遺構浪江町立請戸小学校、

福島水素エネルギー研究フィールド等の見学

3月5日（木） 福島県いわき市にて、

中部浄化センターアクセス下水汚泥等利活用施設、

農と食の魅力を体験できる「ワンダーファーム」等の見学

※1泊2日を選択の方は、品川駅にて解散（18:00予定）

3月6日（金） 福島県郡山市にて、猪苗代 SDGs 探求プログラム、安積疊水発電所等の見学

東京駅にて解散（17:30 予定）

裏面あり



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷





いわき市中部浄化センターア下水汚泥等利活用施設



安積疏水発電所

#### 4 費用

15,000 円（昼食代・現地体験活動費込み）

※1泊2日及び2泊3日ともに同一の金額となります。

※国公立の中学校及び高等学校に在勤の方が公費出張で参加の場合、追加料金が必要です。

#### 5 定員

25名 ※先着順、1団体につき最大3名まで

※市内の中学校及び高等学校に在勤の方15名程度、市内の大学に在学の方10名程度

#### 6 申込期間・申込方法

令和8年1月13日(火) 10:00 ~ 令和8年2月17日(火) 18:00

以下の申込みフォームよりお申ください。

[https://va.apollon.nta.co.jp/yokohama\\_saiene/](https://va.apollon.nta.co.jp/yokohama_saiene/)

※申し込みフォーム入力完了後、本ツアーの委託事業者（株）日本

旅行よりお支払いに関するご案内等をお送りいたします。

ツアーフィーの決済が完了次第、お申し込み完了となります。



申込みフォーム

#### (参考) 再エネに関する連携協定

横浜市の再エネの創出ポテンシャルは2050年の市内の電力消費量の約10%と試算され、再エネへ転換するためには、市域外からの供給が必要不可欠です。2050年までの脱炭素社会の実現に向け、再エネ資源を豊富に有する17市町村（※）と、再エネの創出・導入・利用拡大、相互の地域活力の創出等の分野において連携協定を締結しています。



※(青森県)横浜町、(岩手県)久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町  
(秋田県)湯沢市、八峰町、大潟村、(福島県)会津若松市、郡山市、いわき市、(茨城県)神栖市

再エネに関する連携協定についての取組はこちらをご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/renkei.html>



#### お問合せ先

（再生可能エネルギーに関する連携協定に関すること）

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課長 松下 功 Tel 045-671-2636

（ツアーの内容に関すること）

株式会社日本旅行神奈川法人営業部 松村 尚紀・今井 希美 Tel 045-641-2933



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



～再生可能エネルギーに関する連携自治体等との地域間交流を目的とした～

3月4日(水)発

# 「福島を巡る再生可能エネルギー施設等見学ツアー」 1泊2日/2泊3日

▼ワンダーフーム 観察 イメージ



▼いわき市中部浄化センター  
下水汚泥等利活用施設 イメージ



▼株式会社起点 体験 イメージ



## 開催趣旨

横浜市は、2050年までの脱炭素化の実現に向けて再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の普及拡大に取り組んでおり、これまでに再エネ資源を豊富に有する市町村と連携協定を締結しています。本連携協定では、脱炭素社会の推進に関する自治体間のつながりをきっかけとした相互の地域活力の創出に関するることについても連携することとしています。

このたび、連携自治体との地域間交流を通じて、再エネに関する知見を深め、環境教育の取組のきっかけにしてもらうことを目的に実施する、再エネ施設等見学ツアーの参加者を募集します。

## ツアー概要

日 時：【2泊3日コース】2026年3月4日(水)～3月6日(金)

：【1泊2日コース】2026年3月4日(水)～3月5日(木)

方 面：福島県

ご旅行代金：横浜市内の中学校及び高等学校に在勤する方 お一人様￥15,000

(1泊2日及び  
2泊3日ともに同一  
料金となります) (本ツアーの料金設定には横浜市による負担金が含まれるため、国公立の中学校及び高等学校に  
お勤めの方が公費出張で参加される場合、お一人様￥48,000となります)

横浜市内の大学に在学する方 お一人様￥15,000

募集定員：25名(横浜市内の中学校及び高等学校に在勤の方(15名程度)・横浜市内の大学に在学の方(10名程度))

最少催行人員：10名

参加条件：横浜市内の中学校及び高等学校に在勤の方・横浜市内の大学に在学の方

添 乗 員：全行程同行いたします

食事条件：2泊3日コース 朝2回 昼3回 夕2回

：1泊2日コース 朝1回 昼2回 夕1回

宿泊施設：1泊目 いわきワシントンホテル バストイレ付 シングルルーム

2泊目 郡山ビューホテルアネックス バストイレ付 シングルルーム

利用バス会社：新常磐交通株式会社

ご旅行代金に含まれるもの：旅行日程に明示した往復JR代、貸切バス代、宿泊代、観察費用、食事費用、

添乗員費用、及び消費税等諸税・サービス料等

ご旅行代金に含まれないもの：旅行日程中の個人的性質の諸費用、自宅から出発地・解散地の往復交通費

## 【お問合せ先】

横浜市再エネ施設等見学ツアー事務局（株式会社日本旅行 神奈川法人営業部内）

担当：今井・木本 電話番号：045-641-2933 Email:yokohama\_saiene@nta.co.jp



## ツアーバックグラウンドと目的

気候変動が進行する中、その影響は地域社会や経済に深刻な影響を及ぼしており、自治体・企業や個人レベルでの適応と対策が急務となっています。

横浜市では、市民・企業と連携しながら、環境に配慮した優しいライフスタイルが日々の生活に浸透するような、脱炭素社会の実現を目指しています。

人口が多い大都市圏ではエネルギー需要が高い一方で、エネルギー施設を設置するための土地も限られていることから、周辺地域との連携を深め、エネルギーの供給や人流の生み出しによる相互支援を行うことで、良好な関係を築いていく事が重要となります。

今回のモニターツアーでは、横浜市民が地域社会の課題に対する理解を深め、供給先の自然環境や文化に親しみ、エネルギーの未来を考える機会として実施いたします。

## ツアーのポイント

- \*エネルギーの変遷を学び、地域・企業がどのように自然環境に向き合い、未来社会を築こうとしているか、取組現場を見学します。
  - \*自治体同士が連携しながら脱炭素社会の実現を目指す取組みを学び、これからの地域連携に対する可能性を探ります。
  - \*世界で類を見ない複合災害(地震・津波・原子力・風評)を経験した福島県で、当時の状況やこの教訓が風化しないよう取組む施設や関係者を訪ねます。



▲ワンダーファーム 視察イメージ

## 行程表

日 次	月日	行程										宿泊施設
		マークの見方:  =JR  =貸切バス  =食事  =買い物										
1	2026 3/4 (水)	品川駅 07:20集合  品川駅 浪江駅 == いこいの村 なみえ == 福島水素エネルギー研究フィールド 07:43 11:16 11:20 11:30 12:15 12:30 13:40  == 震災遺構浪江町立請戸小学校 == 東日本大震災・原子力災害伝承館 == 13:55 14:45 14:55 15:55 【見学・講話・意見交換会】 == 道の駅なみえ == スパリゾート ハワイアンズ == ホテル 16:10 16:25 17:30 21:00 21:30										
2	3/5 (木)	ホテル == 中部浄化センターアクセス == ワンダーファーム == 08:40 09:00 10:15 10:45 12:45  【2泊3日コース】 == 株式会社起点 == ===== ホテル 13:00 14:30 16:30  【1泊2日コース】 == いわき駅  品川駅 15:00 15:18 17:52										
3	3/6 (金)	【猪苗代SDGs探求プログラム】 ホテル == 株式会社いなびし == ベストテーブル == 安積疊水発電所 == 08:00 09:00 11:00 12:00 12:45 13:15 14:15  == ベレッシュ郡山 == 郡山駅  東京駅 14:45 15:10 15:30 16:06 17:24										

\*本ツアーは、今後さらなる展開に向けたツアーであり、行程内での参加者による意見交換会や、実施後のアンケートなどにご協力をいただきます。

# 訪問自治体 及び 訪問箇所のご紹介



## 福島県浪江町

福島県東部の太平洋に面する浪江町は、四季折々の自然美と温暖な気候に恵まれた地域です。町は、農業や漁業で栄えてきた歴史を持ちながら、震災を経験した後も復興に向けて着実に歩み続けています。特に、水素エネルギーを基盤とした未来志向の街づくりが進んでおり、研究施設も立地し、実証実験が進んでいます。自然と調和した持続可能な社会の実現に向け、全国の注目を集めています。



▲震災遺構・浪江町立請戸小学校 イメージ

### 震災遺構・ 浪江町立請戸小学校

2021年より震災遺構として一般公開。倒壊を免れた校舎に刻まれた脅威と、全員避難することができた経験を伝えている。

### 福島水素エネルギー 研究フィールド

再生可能エネルギーを活用し、水素を製造・貯蔵する施設。水素製造コストの削減や脱炭素社会の実現に貢献する取組みを研究しています。



## 福島県いわき市(横浜市再エネ連携自治体)

いわき市は、太平洋に面する温暖な気候と豊かな自然が特徴の都市です。近代には「常磐炭田」を中心に炭鉱産業が発展し、エネルギー産業の一大拠点として成長しました。現在ではその歴史を基盤に、再生可能エネルギーの利用や地域資源を活用した新たな産業の育成に力を入れております。

### いわき市中部浄化センター 下水汚泥等利活用施設

市内で発生する下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥を集約し、そこから生じるバイオガスを燃料に発電を行い、バイオガス取り出し後の汚泥から固形燃料化物を製造してエネルギーとして利活用を図っています。

### 株式会社ワンダーファーム

東日本大震災・風評被害を受けて、トマト生産だけでなく、加工品の製造・販売やレストラン経営など農業を六次産業化することで、農作物の高付加価値に取り組んでいます。

ワンダーファーム レストランイメージ▼



▲ワンダーファーム 観察イメージ



## 福島県郡山市(横浜市再エネ連携自治体)

福島県中通り地方に位置する郡山市は、県内有数の産業都市として発展してきました。その原動力となったのが、明治時代に完成した安積疎水です。猪苗代湖の豊かな水資源を、この疎水によって確保が可能となり、農業や工業が大きく発展しました。今でも地域の経済や暮らしを支える重要な役割を果たしています。

また現在では次世代エネルギーパークとしても認定されています。

▼安積疎水発電所 外観イメージ



### 安積疎水発電所

猪苗代湖と安積疎水の落差を利用して運転を開始した水力発電所。郡山の産業発展を支えたその役割とともに視察します。

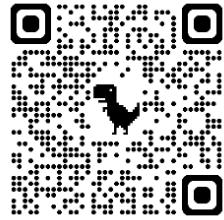
### ベストテーブル

地元郡山の野菜をはじめとする厳選食材をふんだんに使い、「旬」を感じていただけるメニューを提供するベジカフェバルです。

▲安積疎水発電所 内部イメージ

## お申込みについて

- ◆お申込み方法: 右記QRコード、またはURLより、  
ご旅行条件等、ご確認の上お申し込みください。
- ◆お申込み開始日: 2026年1月13日(火)10:00
- ◆お申込み締切日: 2026年2月17日(火)18:00
- ◆お支払い期限 : 2026年2月17日(火)18:00



[https://va.apollon.nta.co.jp/yokohama\\_saiene/](https://va.apollon.nta.co.jp/yokohama_saiene/)

## ご旅行条件(要約)

### 【国内旅行の場合】

【このパンフレットは旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。】

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しますので事前にご確認の上、お申込み下さい。

尚、「国内募集型企画旅行条件書」は当社ホームページ <https://www.nta.co.jp>からもご覧いただけます。

この旅行は、㈱日本旅行神奈川法人営業部(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結していただくことになります。

#### 1. お申込み方法と契約の成立

(1) 当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金の全額を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金、取消料、または違約料の一部または全部として取り扱います。

旅行代金	申込金(おひとり)
10万円以上	旅行代金の20%以上
5万円以上10万円未満	20,000円以上
2万円以上5万円未満	10,000円以上
2万円未満	5,000円以上

(2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅 行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 団体、グループ(家族)の代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する取引を行います。

(4) 旅行参加に特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5) 旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。

#### 2. 旅行中止の場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

#### 3. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

(1) パンフレットに記載された日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等の諸税及び、添乗員同行費用が含まれます。

(2) 旅行日程に記載のない交通費、空港施設使用料等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。

#### 『国内旅行傷害保険加入のおすすめ』

安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険をおかけになることをおすすめいたします。

#### 4. 取消料

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

取消日区分	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日目に当たる日まで 無料
	20日目に当たる日以降 8日目に当たる日まで 旅行代金の20%
	7日目に当たる日以降 2日目に当たる日まで 旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(1) お客様のご都合で出発日、コース、宿泊ホテル、人員等を変更される場合にも、旅行代金全額に対して上記の取消料が適用されます。

#### 5. 当社の免責事項

お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は責任を負いかねます。ただし、当社又は、当社の手配代行者の故意又は、過失が証明されたときはこの限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又は、これらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

#### 6. 特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により生命・身体または手荷物に被られた一定の損害について、旅行業約款の特別補償規程により、死亡補償金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。

#### 7. 旅程保証

当社は、当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表第二欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は、同条に定められた変更補償金をお客様に支払います。尚、当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

#### 8. 個人情報の取扱い

(1) A. 当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。「当社」及び「販売店」を指して当社らといいます。当社らはご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑧アンケートのお願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため、に利用させていただきます。

イ 当社らは取得した購入履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。

(2) 上記1. A.の②③④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を輸送・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード会社等に書類または電子データにより、提供することができます。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日前までにお申し出下さい。(注: 10日前が土・日・祝の場合はその前日までにお申し出下さい)

(3) 当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します。なお当社グループ会社の名称は当社のホームページ(<https://www.nta.co.jp>)のプライバシーポリシーをご参照下さい。

(4) 当社は個人情報の取扱を委託することができます。

(5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外はお客様相談室となります。

(6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目は関連するサービスについては、適切に提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)

問い合わせ先窓口: 本社お客様相談室

電話: 03-6895-7883 FAX: 03-6895-7833

E-Mail: [sodan\\_shitsu@nta.co.jp](mailto:sodan_shitsu@nta.co.jp)

営業時間: 平日 09:45~17:45(土・日曜・祝日、年末年始休業)

#### 9. 旅行条件の基準

このパンフレットに記載の旅行日程等の旅行条件は、2026年1月10日現在を基準としています。

## 協働企画

横浜市  
脱炭素・GREEN×EXPO推進局  
循環型社会推進課

住所: 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
電話: 045-671-4155

## お問合せ・お申込み先

### 横浜市再エネ施設等見学ツアーセンター

(株式会社日本旅行 神奈川法人営業部内)

TEL: 045-641-2933 FAX: 045-651-2932

営業時間: 平日9:30~17:30 定休日: 土日祝

Email: [yokohama\\_saiene@nta.co.jp](mailto:yokohama_saiene@nta.co.jp) 担当者: 今井・木本

#### 【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第2号・(一社)日本旅行業協会正会員・旅行業公正取引協議会会員

株式会社日本旅行 神奈川法人営業部

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町6-81ニッセイ横浜尾上町ビル4階

総合旅行業務取扱管理者: 武笠克彦

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

東日本26-002

